

奈良県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第六十二号

奈良県会計規則の一部を改正する規則

奈良県会計規則（平成七年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十三条の三」を「第七十三条の六」に改める。

第二条第四号中「企画管理室」を「総務課」に改め、同条第六号の表を次のように改める。

総務部総務課	総務部
地域創造部総務課	地域創造部
福祉医療部総務課	福祉医療部
環境森林部総務課	環境森林部
産業部総務課	産業部
食農部総務課	食農部
県土マネジメント部総務課	県土マネジメント部及び収用委員会事務局
会計局総務課	会計局
教育委員会事務局総務課	教育委員会事務局
人事委員会事務局	人事委員会事務局

監査委員事務局	監査委員事務局
労働委員会事務局	労働委員会事務局
議会事務局	議会事務局
警察本部会計課	警察本部

第六条の表第五号中「福祉医療部医療政策局薬務課」を「福祉医療部医療政策局薬務・衛生課」に改め、同表第六号中「県土マネジメント部地域デザイン推進局住まいまちづくり課」を「県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課」に改め、同表第七号ア中「県土マネジメント部地域デザイン推進局住まいまちづくり課」を「県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課」に改め、同号チ中「水循環・森林・景観環境部景観・自然環境課」を「環境森林部景観・自然環境課」に改め、同表第八号中「教育委員会事務局企画管理室」を「教育委員会事務局総務課」に改める。

第九条中「第百六十五条の六第二項」を「第百六十五条の五第二項」に改める。

第十八条第一項中「令第百五十八条第一項及び第百五十八条の二第一項」を「法第二百四十三条の二第二項」に改め、「より」の下に「指定公金事務取扱者に」を加え、「私人に委託をした」を「委託した」に、「当該委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第二項中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「令第百五十八条の二第一項第一号に掲げる歳入」を「地方税（当該地方税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）」に、「収納代理金融機関で」を「収納代理金融機関に」に改め、同条第三項及び第四項中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第十八条の二を削る。

第三十七条第一項中「令第百六十五条の三第一項」を「法第二百四十三条の二第一項」に、「私人」を「指定公金事務取扱者」に、「当該委託を受けた者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第二項中「者は」を「指定公金事務取扱者は」に改める。

附則第三項中「産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター」を削り、「食と農の振興部豊かな食と農の振興課中央卸売市場再整備推進室」を「食農部豊かな食と農の振興課中央卸売市場再整備推進室」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において現に公金の徴収若しくは収納又は支出の事務（以下この項において「従前の公金事務」という。）を行わせている者に、地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により当該従前の公金事務を行わせる場合におけるこの規則による改正後の奈良県会計規則第十八条及び第三十七条の規定の適用については、なお従前の例による。